

米子市都市計画マスタープラン（全体構想概要版）

米子市都市計画マスタープランの目的と役割

目的: 米子市の都市計画に関する基本的な方針を示します。

役割: 都市計画マスタープランの役割は次の通りです。

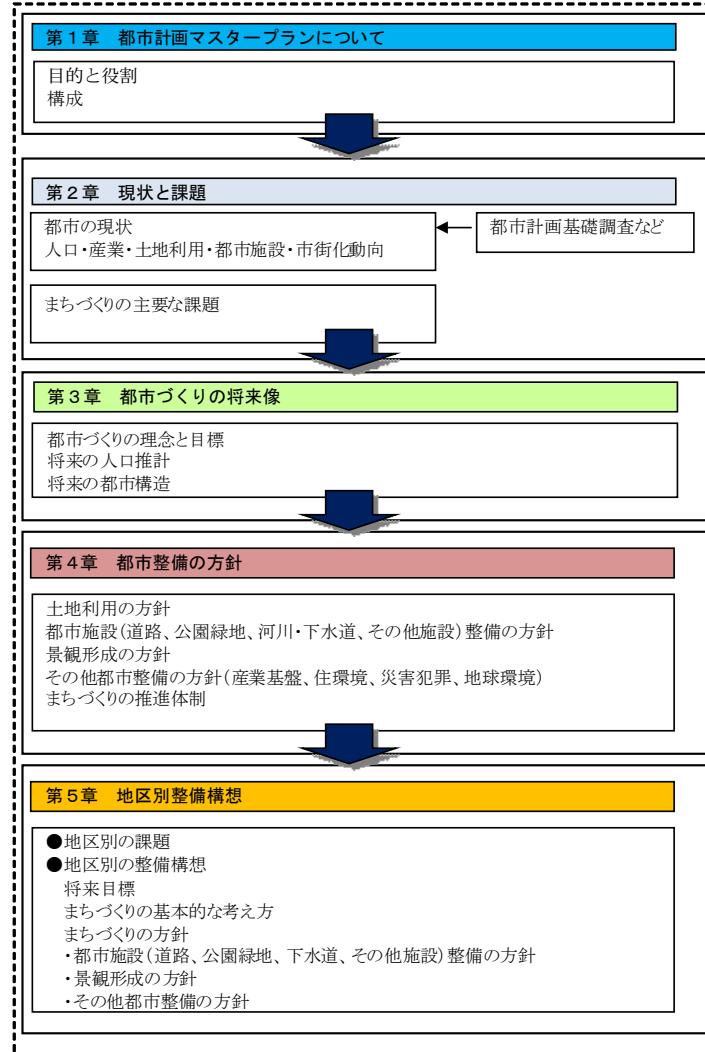
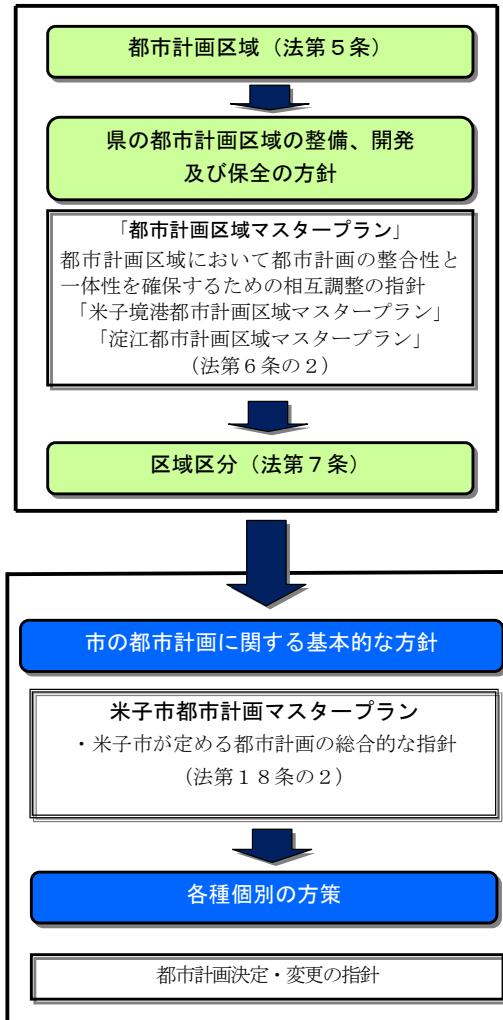
- 米子市の実現すべき都市の将来像を示します。
- 将来のまちづくりや各種都市計画について、市民に示します。
- 土地利用の規制誘導の方策や各種都市施設整備事業など都市計画の決定や変更する際の指針となります。

米子市都市計画マスタープランの位置づけと構成

「全体の構想」と地域特性から6地区に区分した「地区別構想」からなります。

<位置づけ>

<構成>



都市づくりの理念

まちなかと郊外が一体的に発展する都市づくり

都市づくりの目標

■にぎわいと活力を生み出すまちづくり

にぎわいと活力を生み出すため、企業立地に向けた新たな工業用地の確保や地域資源を活かしたまちづくりを目指します。

■歴史と自然を活かしたまちづくり

米子城跡や淀江地区などの遺跡、史跡と大山山麓から弓ヶ浜一体に及ぶ自然を活かしたまちづくりを目指します。

■人にやさしいまちづくり

安心して健やかに暮らせるまちづくりに向け、保健・福祉・医療・教育の相互連携を密にし、子供から高齢者までの市民が、心豊かに生活できる環境、働く場所の創出、子育て支援、誰もが地域に参加できる生活環境づくりを目指します。

■交通基盤が充実したまちづくり

交通の要衝という地域特性を活かし、総合的な交通網の整備を図ることにより、交通、交流拠点を育むまちづくりを目指します。

中心市街地と郊外のそれぞれの拠点を結び、誰もが利用しやすい交通体系を目指します。

■災害に強く、快適なまちづくり

自然災害のリスクに対し、都市施設の耐震化、避難地・避難路の確保、防災意識の向上など安心・安全のまちづくりを目指します。

将来の都市構造

交流と連携による活発な都市づくりに向けて、骨格となる「拠点」と「都市軸」及び「土地利用ゾーン」から将来の都市構造を描きます。



米子市都市計画マスタープランの目標年次

- 概ね20年後の令和20年(2038年)を目標年次とします。

○都市整備の方針

1. 調和のとれた土地利用の実現

まちづくりの基本となる土地利用は、長期的な視点に立って自然と都市が共生することを基本に、地域の特性を活かした総合的かつ計画的な実現を図ります。

○都市計画区域の再編

行政区域内に米子境港都市計画区域と淀江都市計画区域の2つの異なる都市計画区域があります。また、大高・梶地区は都市計画区域外です。市としての一体的な土地利用と市街地整備を図るために必要に応じて都市計画区域の再編を検討します。

○将来の市街地

現在の市街化区域を原則基本としますが、宅地需要等の拡大に対して市街化区域内では量的・質的に対応が困難な状況が生じた場合は、農業施策との調整を図りつつ既成市街地に連担する市街地として位置づけ、地区計画の導入等を検討します。

○市街化区域の土地利用方針

商業地:中心商業地は今後とも交通機能・商業機能・宿泊機能・オフィス機能などの都市機能の維持向上を図るとともに土地の高度利用に努め、JR米子駅周辺は、駅南北自由通路等の整備により、にぎわい創出や駅周辺の活性化を図ります。皆生地区は観光機能の充実を図ります。近隣商業地は主要幹線道路沿道の商業機能を担います。

工業地:吉岡・熊党・旗ヶ崎・夜見町・富益町・和田町・大篠津町地区及び、二本木地区を工業地に位置づけます。また、米子自動車道のインターチェンジ周辺地区に流通業務地を位置づけます。

住宅地:低層住宅等が立地している地区や計画的に開発された住宅地を専用住宅地、住宅地を主体として店舗等が立地している地区を一般住宅地と位置付けます。

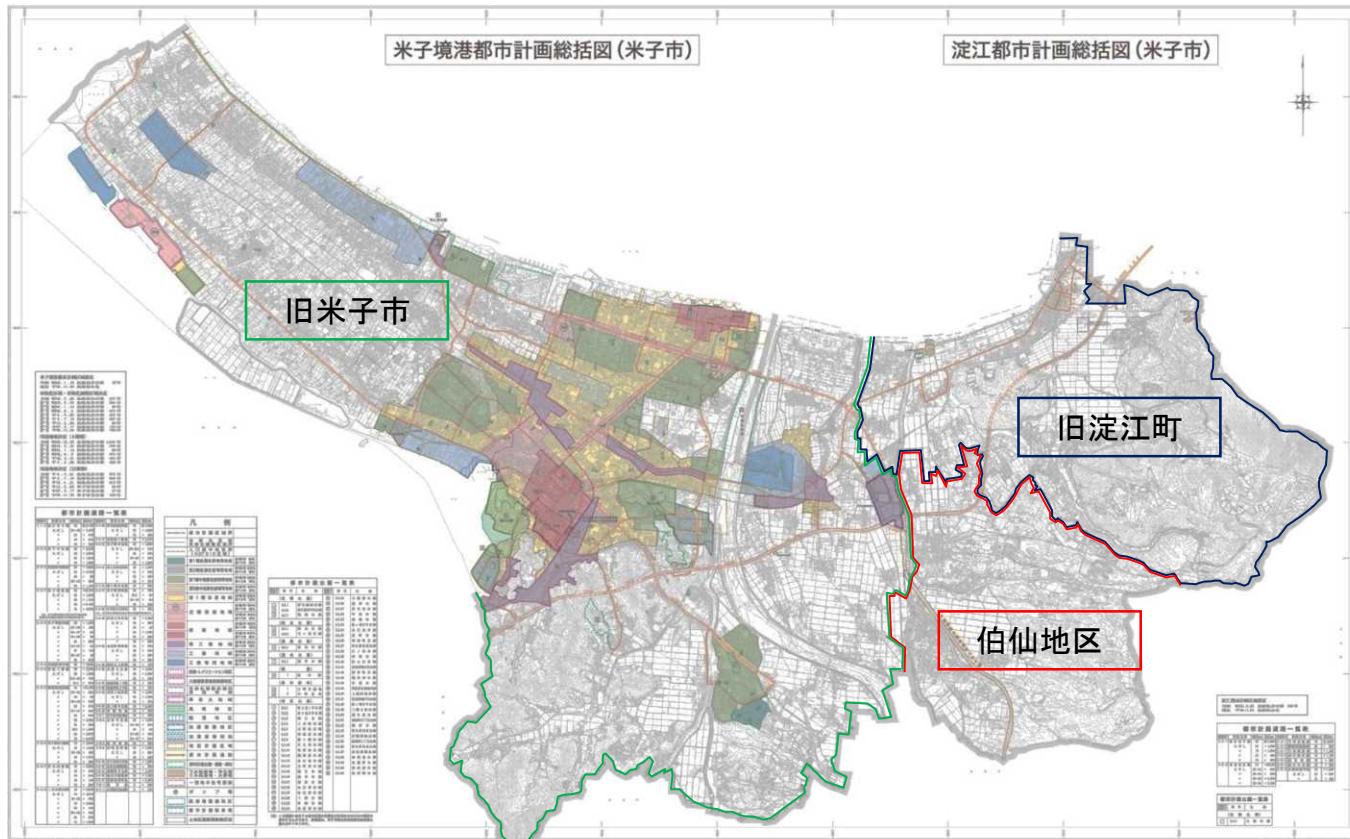
その他の施設用地:主要文教施設、レクリエーション施設、処理施設、公園・緑地、港湾関連施設は現在の位置とします。

○市街化調整区域の土地利用方針

市街化調整区域は原則として開発を抑制すべき区域ですが、市の人口の21%が集落地を中心として居住しています。優良な農地を保全するとともに、既存のコミュニティの維持を図るため、住宅の建築に関する規制緩和(開発許可条例の改正)を必要に応じて検討します。

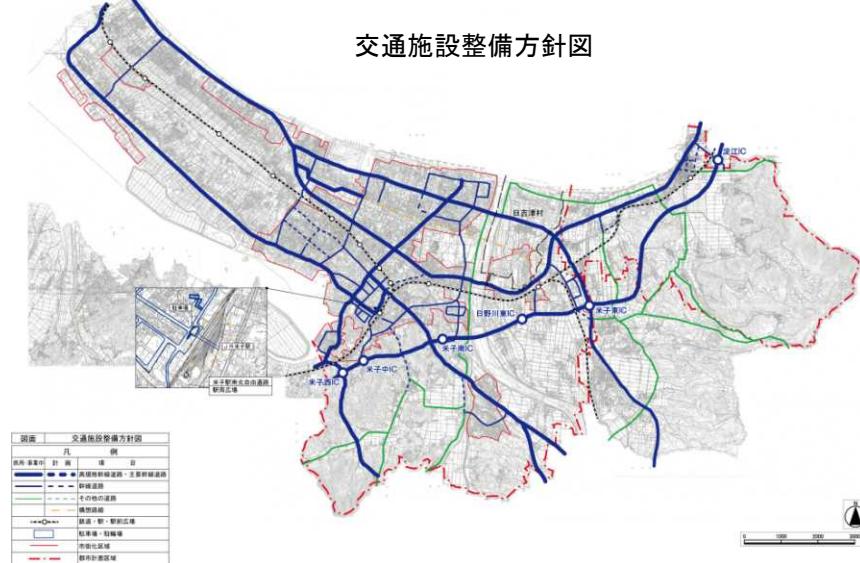
○非線引き都市計画区域及び都市計画区域外

淀江町の非線引き都市計画区域は、国道9号沿道で市街化が進展しており、今後の土地利用を検討します。伯仙地区の都市計画区域外は、自然環境や田園環境との調和、既存集落の維持に努めます。



2. 広がりのある交通ネットワークの形成

都市の骨格を構成する交通ネットワークの要素として道路、空港、港湾、鉄道、駅前広場、バスターミナル、駐車場及び駐輪場があげられます。まちづくりの基本的課題として、円滑な都市活動や市民生活に資する道路網の形成、駅前広場、バスターミナルなどの公共交通機能の充実と魅力ある結節点の形成など、交通ネットワークの形成を図ります。



3. 水と緑のネットワークの形成

公園・緑地は、人と自然が共生する都市環境の形成、うるおいのある景観づくり、市民のレクリエーション空間の提供、都市の安全性及び防災性の確保など様々な役割を担っています。

また、本市の公園・緑地の供用面積は、市民1人当たり10.78㎡と全国平均の10.3㎡を上回っています。なお、既存公園の老朽化による適正な維持管理も重要であることから、公園施設長寿命化計画を基に、公園施設の計画的な改築、更新などを行い、子供から高齢者まで全ての公園利用者が、安心・安全に利用できる環境の確保を図ります。

4. 快適な河川・下水道整備

日野川をはじめとして多くの河川を有する米子市は、水の恩恵を受けながら発展してきました。治水と利水を図ることはもとより、貴重な自然の保全と活用を図るため、水質や生態系などの河川環境の保全に配慮しながら整備を図り、必要に応じて緑化や親水性を図ります。

下水道は、市民の生活環境や公衆衛生の向上だけでなく、河川などの水質保全を図る上で重要な役割を果たしています。今後も計画的な公共下水道の整備促進、農業集落排水施設の適切な維持管理を図ります。

5. 個性が際立つ景観形成

米子市の優れた自然景観と歴史的景観を活かし、「米子市景観計画」に基づき、市民、事業者、市がそれぞれの役割により、良好な景観の形成を図ります。市域の中でも景観形成上特に重要な区域は景観形成重点区域として、大山景観形成重点区域、弓ヶ浜景観形成重点区域、加茂川・寺町周辺景観形成重点区域を指定し、景観形成方針に基づき景観形成を推進します。

6. 活力生む産業基盤整備

地域経済の発展を図るため、自動車道・高規格道路等の整備、産業用用地の確保・整備や米子駅周辺の再整備等、産業基盤の整備、地域資源の活用が求められています。企業誘致を推進するため、新たな工業用地の確保と整備を検討します。流通業務機能は引き続き広域物流拠点としての維持・充実を図ります。地域資源を活用した観光の強化や皆生温泉の活性化を図ります。荒廃農地対策や農業経営基盤の強化を推進し農業の振興を図ります。

7. 快適に暮らせる住環境の形成

米子市は、豊かな自然に恵まれ、適度な都市環境を有し、住みやすい条件を備えていますが、中心市街地は、核家族化、人口減少などにより人口の低密度化が進み、小売店の衰退や空き家・危険家屋の増加など住環境の変化が見られます。

こうした中、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通により、これらの生活施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直していくことが重要です。

そのためにも、住環境整備、地区計画の導入、民間開発の促進、公営住宅の供給など、快適に暮らせる住環境の形成を図ります。

8. 災害・犯罪に強いまちづくり

災害と犯罪に強いまちづくりを目指して、火災危険地区の解消、市街地における避難地・避難路の確保、公共建築物及び都市施設の安全性の向上、自然災害に対する安全性の向上、地域防災力の強化、防犯まちづくりの推進、災害復旧の迅速化を図ります。

9. 地球環境にやさしいまちづくり

地球環境にやさしいまちづくりを目指して、自然環境の保全と都市環境の形成を進めます。大山山麓から日野川、弓ヶ浜海岸、中海につながる豊かな自然を活かした緑の骨格として、環境保全系統緑地、防災系統緑地、景観構成系統緑地を位置づけ、緑化の推進を図ります。

10. まちづくりの推進体制

都市計画マスタープランの進行管理、推進体制の充実、都市計画提案制度などの活用、都市計画の決定・変更、効率的・効果的な事業の推進。